

# パレット標準化の取組状況について

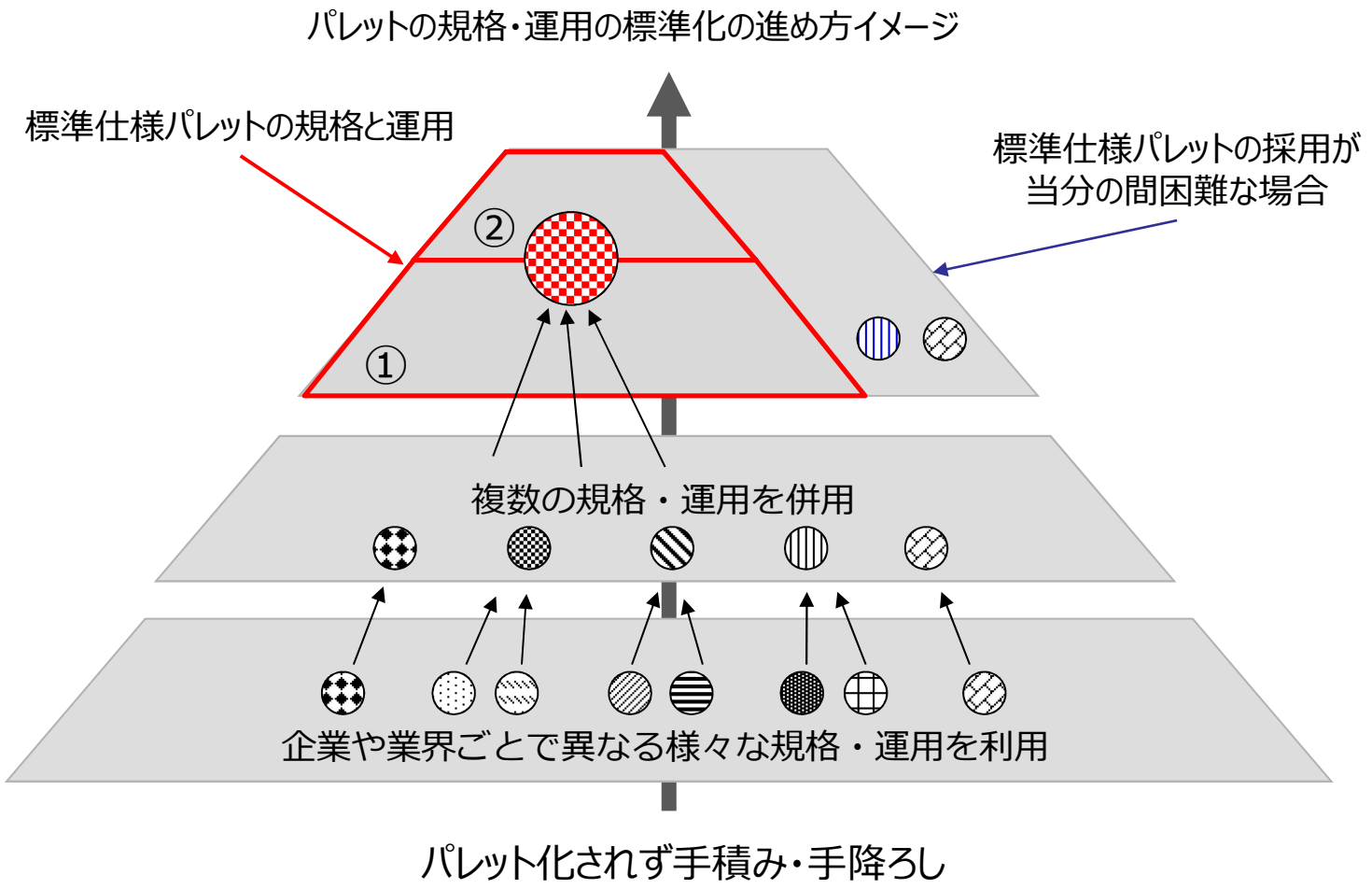
---

- **標準仕様パレットの規格と運用**
- **パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策**
- **標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合**

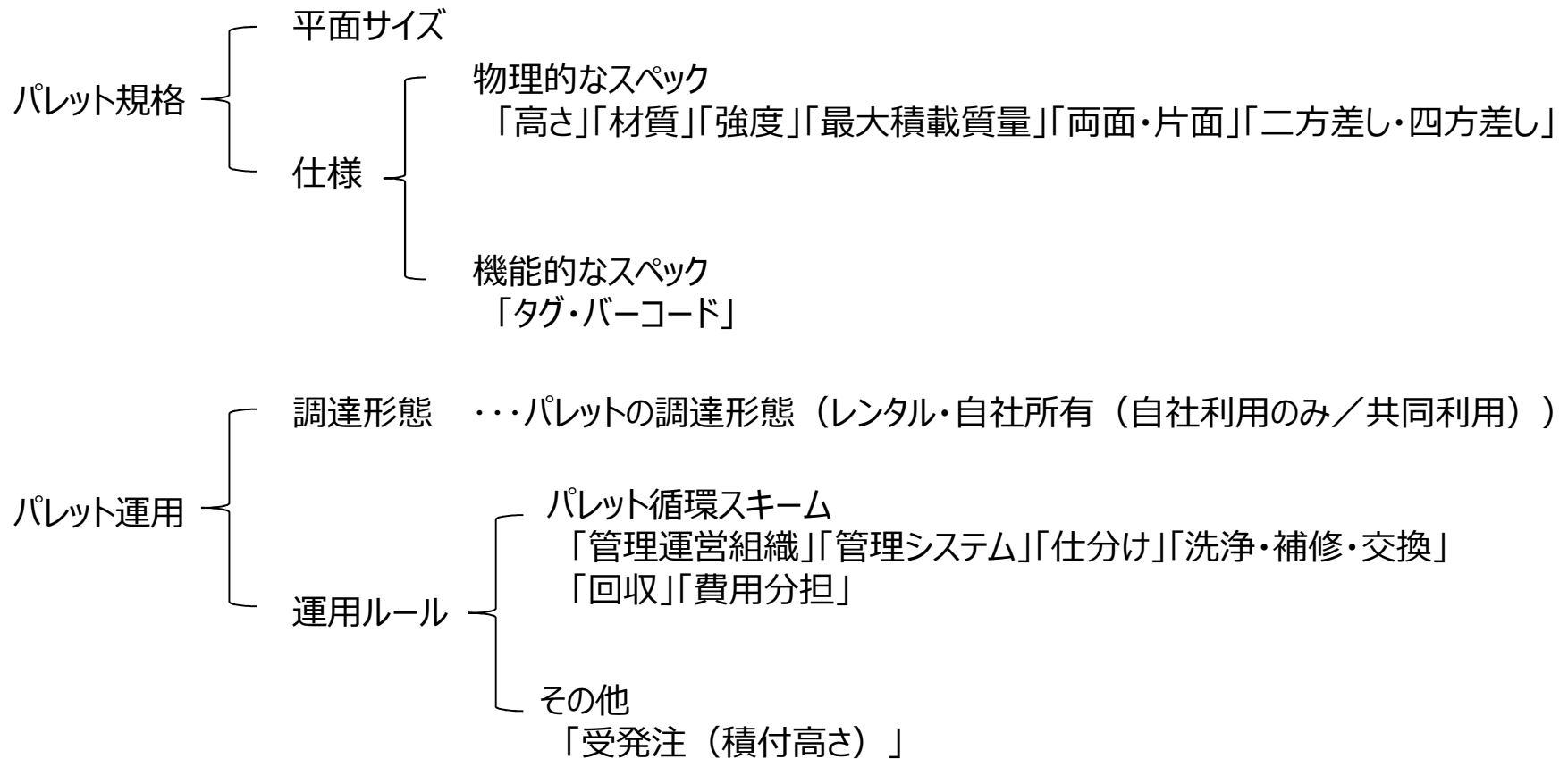
- **標準仕様パレットの規格と運用**
- パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策
- 標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合

# 標準仕様パレットの「規格と運用の組み合わせ」

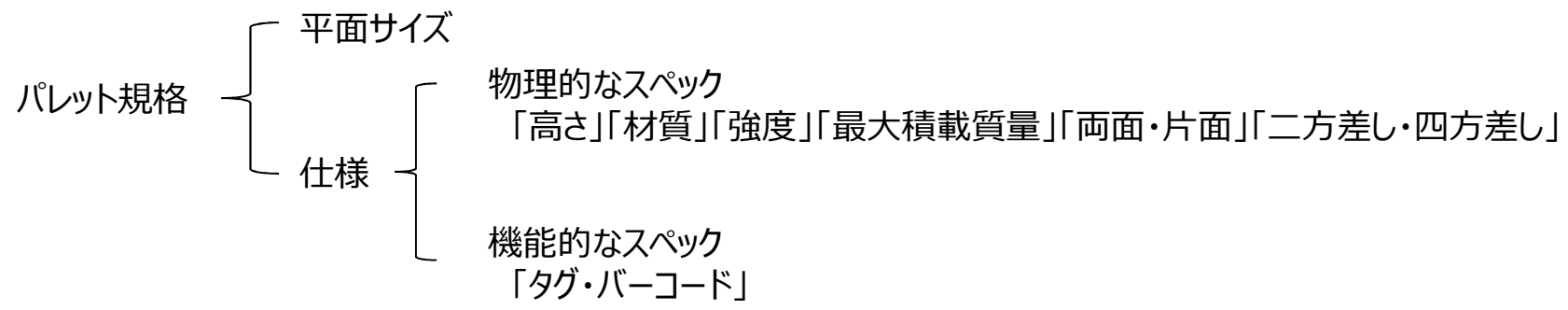
- ① 必ず推進すべき内容
- ② 可能な限り推進すべき内容



## 関係図（チャート）



関係図 (チャート)



パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理 規格部分抜粋

パレット規格	平面サイズ	①1,100mm×1,100mm
	高さ	①144～150mm
	材質	①JIS Z 0601 8.材料に記載された素材
	強度	①JIS Z 0601 5.強度に記載された基準
	最大積載質量	①1t
	両面・片面	①片面使用形または両面使用形
	二方差し・四方差し	①二方差しまたは四方差し
	タグ・バーコード	①タグ・バーコードの装着が可能な設計 ②タグ・バーコードの装着

※対象区間としては、製造業の工場や生産者等の施設から卸売業・卸売市場の物流施設等までが中心となる。また、卸売業・卸売市場の物流施設から小売業の物流施設や店舗までの区間についても可能な限り推進されていくことが期待される。

## ■ 材質の根拠

8.1 木製プールパレット パレットに使用する樹種は、次のもの又はこれらと同等以上の強度をもつものを使用する。

あかまつ、くろまつ、ダグラスファー、からまつ、つが、ぶな、クルイン、カブール、タウン、カロフイラム

8.2 プラスチック製プールパレット プラスチック製プールパレットに使用するプラスチックの素材は、再生資源として利用できるもので、ポリエチレン、ポリプロピレン及び不飽和ポリエステルか又はこれらと同等以上の品質をもつものとする。

出典：JIS Z 0601

## ■ 強度・最大積載質量の根拠

4.2 最大積載質量 パレットの最大積載質量は、1tとする。

5. 強度 パレットの強度は、JIS Z 0602 によって試験を行い、表 2 のとおりとする。

表 2 強度基準値

項目		基準値	
		木製	プラスチック製
圧縮強度	ひずみ量 mm	2.0 以下	4.0 以下
曲げ強度	たわみ率 %	1.25 以下	1.5 以下
	残留たわみ率 %	0.5 以下	0.5 以下
下面デッキボード強度	たわみ率 %	1.0 以下	2.5 以下
落下強度	対角線の長さの変化率 %	3.0 以下	1.0 以下

出典：JIS Z 0601

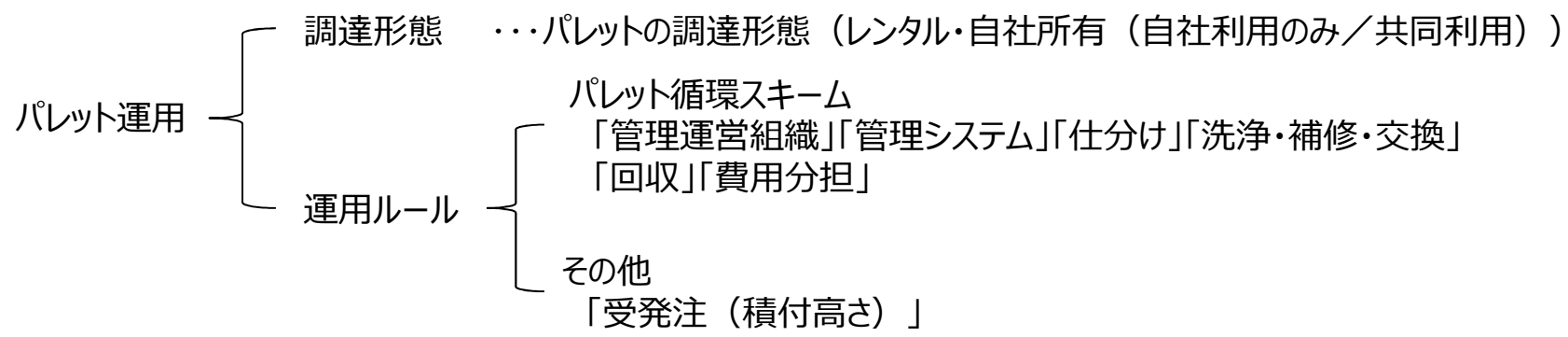
## ■ タグ・バーコードの参考資料



出典：三甲株式会社HPより  
(<https://www.sanko-kk.co.jp/products/>)

※パレット標準化推進分科会では議論しないが、装着するタグ・バーコードの詳細については、別途検討する必要がある

関係図 (チャート)



パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理 運用部分抜粋

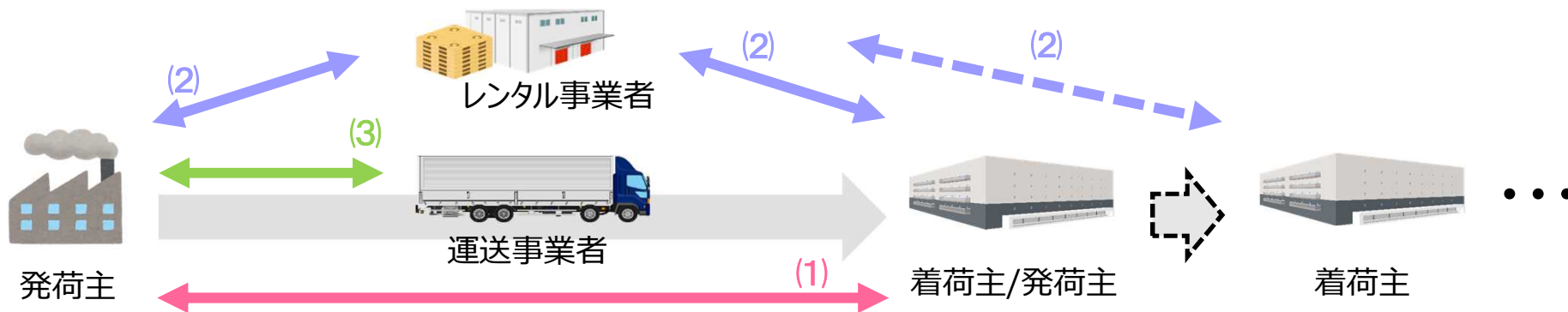
パレット運用	調達形態	①レンタル ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	管理運営組織	①各レンタル事業者
	管理システム	①各レンタル事業者システム ②レンタル事業者間の共同システム
	仕分け	①契約に基づく作業負担※着荷主による作業を原則とする ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	洗浄・補修・交換	①レンタル事業者
	回収	①契約に基づく作業負担 ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	費用分担	①契約に基づく費用負担 ②賃借権者が賃借期間に応じて負担する方式
	受発注 (積付高さ)	①面単位発注 ②パレット単位発注

※対象区間としては、製造業の工場や生産者等の施設から卸売業・卸売市場の物流施設等までが中心となる。また、卸売業・卸売市場の物流施設から小売業の物流施設や店舗までの区間についても可能な限り推進されていくことが期待される。



# パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理-運用- パレット循環スキームにおける契約の必要性-

- 運送事業者が契約外の作業としてパレットの仕分け・回収を行っているケースや、着荷主側においてレンタル契約外の二次使用が行われているケースが一部で発生していることを踏まえ、受益者による適切な費用負担が行われるよう各主体が契約を結ぶとともに、仕分け・回収・費用分担についても各契約に明記することにより、ステークホルダー間での認識共有を促す。



## (1) 売買契約

## (2) レンタル契約

## (3) 運送契約

契約主体	売主-買主	発荷主-レンタル事業者 着荷主-レンタル事業者	発荷主-運送事業者 レンタル事業者-運送事業者
契約の主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕分けと回収の主体を発着荷主間で取り決める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル事業者と着荷主間でも契約を結ぶことで、レンタルパレットに関して着荷主も責任を負うことを明確化し、契約外の使用等を防ぐ</li> <li>(1)で取り決めた主体が仕分け・回収を自社で行うか、レンタル事業者に委託するか取り決める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運送事業者に仕分け・回収を依頼する場合には、その旨を明記するとともに、当該作業に対して支払う費用を取り決める</li> <li>※ 運送事業者が第三者に再委託している場合には、契約内容が遺漏なく実運送業者に伝わるように留意する</li> </ul>
契約の記載例	<ul style="list-style-type: none"> <li>パレットの返却は車上渡しにて引き渡すものとする</li> <li>発地・着地におけるレンタルパレット事業者との取り決めに基づき、商品の輸配送に使用したパレットの紛失や流出が起きないように、適切に取り扱う等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>返却の際にはパレットの仕分けを行ったうえで引取車輛に引き渡すものとする</li> <li>借主はレンタルパレットの返還が完了するまで、善良なる管理者の注意を以て、その保管・使用をなす義務を負う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収先で、パレットは車上渡しとし、ドライバーは附帯作業は行わない</li> </ul>

## パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理-運用-

仕分け	<p>① 契約に基づく作業負担 ※ 着荷主による作業を原則とする</p> <p>② レンタル事業者間の共同プラットフォーム</p>
-----	---

## ① 仕分けに関する契約の記載例

契約の種類	契約主体例	契約の記載例
(1) 売買契約	売主-買主	<p>「パレットの返却は車上渡しにて引き渡すものとする」</p> <p>※（発荷主が手配した）回収ドライバーが仕分けを行う場合「パレットの返却は軒先渡しにて引き渡すものとする」</p>
(2) レンタル契約	発荷主-レンタル事業者 着荷主-レンタル事業者	<p>「返却の際にはパレットの仕分けを行ったうえで引取車輛に引き渡すものとする」</p> <p>※（レンタル事業者が手配した）回収ドライバーが仕分けを行う場合「返却に際してはパレットを軒先渡しにて引取車輛に引き渡すものとする」</p>
(3) 運送契約	発荷主-運送事業者 レンタル事業者-運送事業者	<p>「回収先で、パレットは車上渡しとし、ドライバーは附帯作業は行わない」</p> <p>※（発荷主・レンタル事業者が手配した）回収ドライバーが仕分けを行う場合「回収先で、パレットは軒先渡しとし、附帯作業が生じる場合には1作業●●円でこれを行う」等</p>

## ② レンタル事業者間の共同プラットフォームの中身 → 後述のスキーム図にて説明

## パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理-運用-

回収	① 契約に基づく作業負担 ② レンタル事業者間の共同プラットフォーム
----	---------------------------------------

## ① 回収に関する契約の記載例

契約の種類	契約主体	契約の記載例
(1) 売買契約	売主-買主	「発地・着地におけるレンタルパレット事業者との取り決めに基づき、商品の輸配送に使用したパレットの紛失や流出が起きないように、適切に取り扱う」等
(2) レンタル契約	発荷主-レンタル事業者 着荷主-レンタル事業者	借主はレンタルパレットの返還が完了するまで、善良なる管理者の注意を以て、その保管・使用をなす義務を負う。
(3) 運送契約	発荷主（もしくは、発荷主から委託を受けたレンタル事業者）-運送事業者	「回収先で、パレットは車上渡しとし、ドライバーは附帯作業は行わない」 ※（発荷主・レンタル事業者が手配した）回収ドライバーが仕分けを行う場合「回収先で、パレットは軒先渡しとし、附帯作業が生じる場合には1作業●●円でこれを行う」等

## ② レンタル事業者間の共同プラットフォームの中身 → 後述のスキーム図にて説明

費用分担	<p>①契約に基づく費用負担</p> <p>②賃借権者が賃借期間に応じて負担する方式</p>
------	--

費用分担において留意が必要な事項	
①契約に基づく費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕分け・回収、紛失の場合の取り扱いを含め、費用負担の在り方を明記しておく。</li> </ul>
②賃借権者が賃借期間に応じて負担する方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レンタルパレットを借主以外も利用する場合には、利用日数に応じて、利用料を各主体（借主・倉庫事業者・着荷主）が適切に負担すること</li> <li>● パレットの借主が適切な利用に留意することを前提としつつ、破損・紛失の際の費用負担についても定めておく</li> </ul>

# パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理-運用-共同プラットフォームのイメージ-

パレットの効率的な利用促進のため各レンタル事業者が供給・回収等の業務を共同化した場合に、当該業務を実施する組織として「共同供給・回収プラットフォーム」（以下「共同PF」）を設置する。

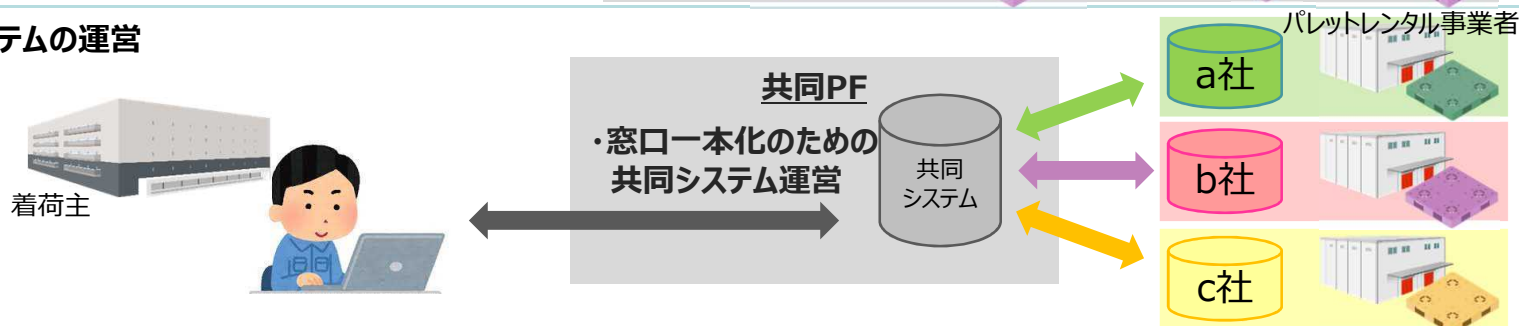
## 【ねらい】

- パレット返却時のレンタル事業者間での共同回収により小ロット返却時の不経済を最小化し、また、レンタルパレットの回転率を上げて全体における必要枚数の削減を図る。
- 仕分けを共同で行うことにより、着荷主におけるパレット保管スペースの集約を図る。
- パレット供給の共同配送化により小ロット調達時の不経済を最小化し、レンタルパレット新規導入のハードルを下げ、普及促進を図る。  
※車単位での供給・回収等、共同化のメリットが薄い運行については個社単位での輸配送の継続も選択肢とする。

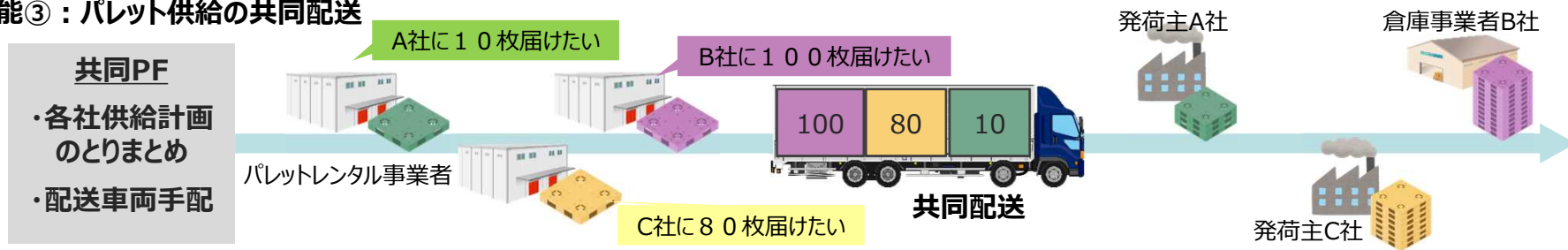
## 機能①：共同回収・仕分け



## 機能②：共同システムの運営



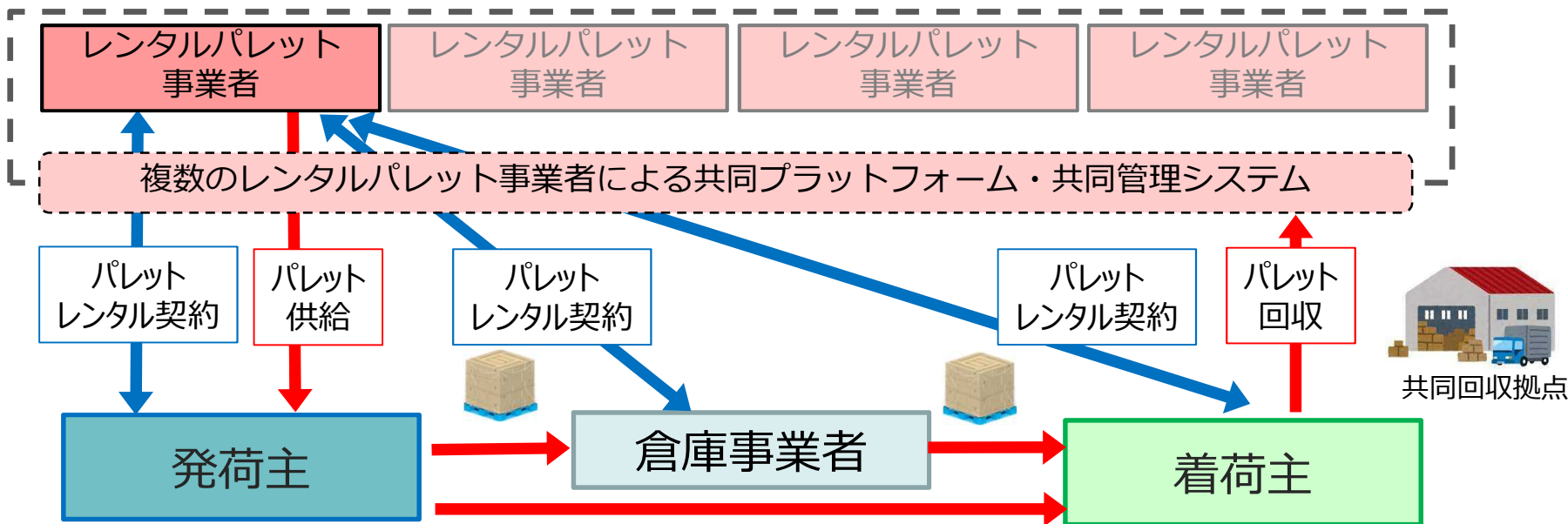
## 機能③：パレット供給の共同配送



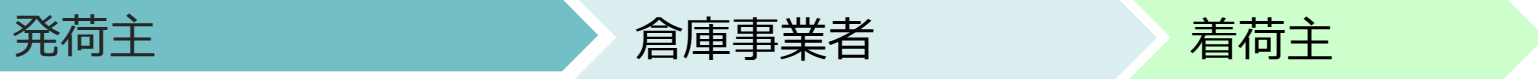
# パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理-運用- 関係者間での適切な費用分担のイメージ-

- パレットの規格・運用の標準化の目的は、パレットを関係者間で共同利用し、適切に循環させることにより、物流現場の負担軽減と物流効率化を実現すること。
- とりわけ、バラ積み・バラ卸しや積み替えを解消し、契約に定めのないパレット回収時の仕分けなどの荷役作業・附随作業の費用負担を適正化するとともに、パレットの流出・紛失を回避することが喫緊の課題。
- このため、パレットの効率的な利用により利益を受ける関係者間で、生じるコストを適切かつ公平に分担することが必要。

パレットの流れ → 契約関係 ↔



賃借権者  
管理者  
返還義務者  
(中継有)



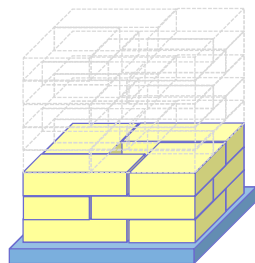
賃借権者  
管理者  
返還義務者  
(中継無)



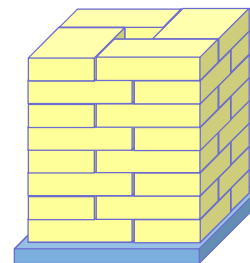
※ 4 物流事業者がパレットの供給を受けるケースも想定されるが、発荷主が借り受けたパレットの賃借権者の変遷が論点であるためここでは記載していない。  
 ※ 5 具体的な債権債務関係は、契約により定められる。

## (1)受発注のイメージ

### ①面単位発注



### ②パレット単位発注※



## ※各業界のガイドラインにおける積付け高さの規定例

・加工食品分野における外装サイズ標準化ガイドライン：  
「大型トラック荷台に二段積み可能な1300mm以下が望ましい」

・菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン：  
「パレット荷姿の高さ基準は、1段1,300mm以下（パレット高さを含む）と設定する」

### 本ガイドラインの概要

- 本ガイドラインの対象者
  - 本ガイドラインを活用して外装サイズの標準化に取り組む対象者は下記のとおり。
    - a) 加工食品製造業者 b) 卸・小売業者 c) 物流事業者（倉庫事業者・トラック運送事業者）
- ガイドラインの対象者が使用するパレットの平面サイズ
  - 本ガイドラインは、1100×1100mm（T11型）パレットを対象とする。
- 包装貨物を積み付ける最大平面寸法
  - 流通過程における湿気や圧縮荷重の影響によって包装貨物が膨れにしても1100mmを超えないように40mmのクリアランスを考慮し、1060mm×1060mmとする。
- パレタイズド貨物の全高
  - 大型トラック荷台に二段積み可能な1300mm以下が望ましい。
- 外装サイズの標準寸法
  - 1100mm×の1100mmの平面寸法に対して90%以上の平面積載率になるように設定、L×W×H：265mm×210mm×210mmを基本とする。
- 外装箱の最大重量
  - 労働安全衛生法における「満18歳以上の女性の継続作業」の上限値を参考として、20kgとする。
- 卸・小売業者におけるパレット単位の発注
  - 付帯作業の軽減や、複数商品の積み合わせなどにより、10t車満載で輸送可能な輸送ロットの確保などが期待できることから、卸・小売業者との連携によるパレット単位の発注についても記載

### 3 パレット荷姿の高さ基準

- ・複数メーカー等で共同輸配送を実施するには、パレットの平面サイズを揃えるとともに、トラックの荷室に2段積みできるよう、パレット荷姿の高さを設定する必要がある。
- ・また、パレット荷姿の高さ基準を設けることで、一貫パレチゼーションを行う場合の保管効率を高めよう。
- ・大型トラックの荷室は、高床車の場合は高さ2,400mm程度、低床車の場合でも高さ2,700～2,800mmである。このため低床車の場合でも、パレット荷姿は2段積みで2,600mm以下とする必要がある。
- ・そこで、パレット荷姿の高さ基準は、1段1,300mm以下（パレット高さを含む）と設定する。（1,300mmは上限値であり、この範囲内で各社の実情に合わせた数値を設定して構わない）。

【参考データ】大型トラック 販売実績(2021年度)

※協議会事務局調べ

・メーカーA社(中部圏)：総販売台数270台 内)低床車 約190台  
・メーカーB社(愛知県)：総販売台数385台 内)低床車 303台  
(低床車の内寸：高さ2,700～2,800mm、幅2,400～2,410mm)

→販売実績では、低床車割合は上記2社で約75%、  
容積優位(荷室の高さ)な低床車の市場ニーズは高く、今後も増加が見込まれる

# パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理

議論した内容の整理		
パレット規格	平面サイズ	①1,100mm×1,100mm
	高さ	①144～150mm
	材質	①JIS Z 0601 8.材料に記載された素材
	強度	①JIS Z 0601 5.強度に記載された基準
	最大積載質量	①1t
	両面・片面	①片面使用形または両面使用形
	二方差し・四方差し	①二方差しまたは四方差し
	タグ・バーコード	①タグ・バーコードの装着が可能な設計 ②タグ・バーコードの装着
パレット運用	調達形態	①レンタル ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	管理運営組織	①各レンタル事業者
	管理システム	①各レンタル事業者システム ②レンタル事業者間の共同システム
	仕分け	①契約に基づく作業負担※着荷主による作業を原則とする ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	洗浄・補修・交換	①レンタル事業者
	回収	①契約に基づく作業負担 ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	費用分担	①契約に基づく費用負担 ②賃借権者が賃借期間に応じて負担する方式
	受発注（積付高さ）	①面単位発注 ②パレット単位発注

※対象区間としては、製造業の工場や生産者等の施設から卸売業・卸売市場の物流施設等までが中心となる。また、卸売業・卸売市場の物流施設から小売業の物流施設や店舗までの区間についても可能な限り推進されていくことが期待される。



- 標準仕様パレットの規格と運用
- **パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策**
- 標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合

「物流革新に向けた政策パッケージ」において、荷役時間の削減等を通じたトラックドライバーの労働時間削減のため、規制的措置の導入等に向けて取り組むとされていることを念頭に、関係者に求める取組とその推進策について検討を進めることとする。

## （１）商慣行の見直し

### ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減【農水省、経産省、国交省等】

待機時間、荷役時間の削減等を通じてトラックドライバーの労働時間を削減するとともに、納品回数の減少等を通じた総輸送需要の抑制や物量の平準化により効率的な物流を実現するため、発荷主企業、物流事業者、着荷主企業が連携・協働して、改善を図る必要がある。このため、事業規模や貨物特性といった事情を勘案しつつ、それぞれの事業者に対して、物流負荷の軽減に向けた計画作成や実施状況の報告を求めるとともに、取組みが不十分な事業者に対して、勧告、命令等を行う規制的措置等の導入等に向けて取り組む。この規制的措置の導入を前提として、物流の適正化・生産性向上に向けて荷主企業・物流事業者が取り組むべき事項（ガイドライン）を示し、これに則して大手の荷主企業・物流事業者が業界・分野別に「自主行動計画」を作成し、今年度中に前倒しで実施することを図るとともに、運送契約に含まれる荷待ち・荷役等の範囲を明確化し、正当な対価の収受を促進する。

## （３）荷主・消費者の行動変容

物流負荷の軽減のためには、荷主企業や消費者の意識改革・行動変容が不可欠であるが、「2024年問題」に対する荷主企業、消費者の認知度はまだ不十分であり、単なる広報活動にとどまらない新たな取組みが必要である。

### ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容【農水省、経産省、国交省等】

経営者層の意識改革により荷主企業における全社的な物流改善への取組みを促進するため、荷主企業の役員クラスに物流管理の責任者を配置することを義務づけるなどの規制的措置等の導入に向けて取り組む。

※「物流革新に向けた政策パッケージ」（抄）

# パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策

パレット標準化推進分科会においては、標準仕様パレットの利用拡大に向けて、各主体に対して、求める取組を検討  
 次回以降のパレット標準化推進分科会にて、求める取組に関して、①必ず推進すべき内容②可能な限り推進すべき内容の基準についても議論を行う

	求める取組
発荷主	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの活用（標準仕様パレットの採用が困難な場合を除く）</li> <li>○標準仕様パレット等の本来目的以外の不使用、使用後の所有者等への適切な返却</li> <li>○標準仕様パレットの活用の提案への真摯な協議応諾・積極的な活用の検討、自ら提案</li> <li>○フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置</li> <li>○契約に基づいたパレットの仕分け・回収作業の主体の明確化</li> <li>○標準仕様パレットに積み付ける製品の積付効率が向上する外装サイズの検討</li> <li>○入出荷業務の効率化のための自動化・機械化等</li> <li>○標準仕様パレットへの製品積付効率、トラックへの積載効率を向上させるための受発注ロットサイズの検討</li> </ul>
着荷主	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの活用（標準仕様パレットの採用が困難な場合を除く）</li> <li>○標準仕様パレット等の本来目的以外の不使用、使用後の所有者等への適切な返却</li> <li>○標準仕様パレットの活用の提案への真摯な協議応諾・積極的な活用の検討、自ら提案</li> <li>○フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置</li> <li>○契約に基づいたパレットの仕分け・回収作業の主体の明確化</li> <li>○倉庫の出荷作業リードタイム(作業指示～納品まで)の延長検討</li> <li>○標準仕様パレットへの製品積付効率、トラックへの積載効率を向上させるための受発注ロットサイズの検討</li> <li>○入出荷業務の効率化のための自動化・機械化等</li> </ul>

# パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策

	求める取組
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレット導入の優先的な検討、荷主への積極的な提案</li> <li>○標準仕様パレット導入等による作業負荷低減による労働環境改善</li> </ul>
倉庫事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレット導入の優先的な検討、荷主への積極的な提案</li> <li>○標準仕様パレット導入等による作業負荷低減による労働環境改善</li> <li>○標準仕様パレットの荷役、搬送を前提とした自動化・省人化の推進</li> </ul>

	求める取組
レンタルパレット事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの周知協力</li> <li>○パレット紛失防止策の適切な実施</li> <li>○レンタル事業者間の共同プラットフォームに向けた検討</li> </ul>
パレット製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの製造・販売</li> <li>○標準仕様パレットの市場への安定供給</li> <li>○標準仕様パレットの周知協力</li> </ul>

## 推進策

- ホワイト物流宣言
- グリーン物流パートナーシップ会議 物流パートナーシップ優良事業者表彰
- 標準仕様パレット導入効果の発信（自動化設備の導入容易化等）及び自動化設備の紹介
- 紛失防止キャンペーン



「ホワイト物流」  
推進運動



みんなで地球にやさしい物流を

グリーン物流パートナーシップ

- 標準仕様パレットの規格と運用
- パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策
- **標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合**

## 標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合

- ◆ 今後、国内物流においては、標準仕様パレットの積極的な導入を基本とする
- ◆ ただし、製品の特性や導入までの期間については考慮が必要である

### 標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合

#### 製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合

【想定される業種分野：

- ・ 家電、化学品、金属製品、穀物といった分野で大型の製品を扱う場合 等
- ・ 劇物、毒物を含む危険物等、特異な理由により専用パレットを利活用する製品を扱う分野 等】



#### 既に業種分野内で複数企業が参画し、相当数の物量で効率的な一貫パレチゼーションが実現できている場合

【想定される業種分野：酒・飲料 等】

#### 既に業界のガイドラインやアクションプランにより、標準仕様パレット以外の規格が推奨されている場合

【想定される業種分野：即席めん 等】